1. 中国における遅延審査制度

遅延審査制度は2019年中国の審査指南の改訂により導入され、運用が開始しました。

その後、2024年1月20日より施行される中華人民共和国専利法実施細則(以下「実施細則」という)に新たに「出願人は、専利出願について遅延審査を請求することができる」(実施細則第56条第2項)との条文が設けられ、遅延審査制度が条文化されました。

(1) 趣旨

出願人により多くの審査のチョイスを提供し、審査サイクルを専利のマーケットの動きに合わせながらマッチさせ、創新主体の多様化の需要に応えるためです。

例えば、技術分野によっては遅延審査を通じて、請求項の内容及び保護範囲を考慮して調整する ための時間を稼ぐ必要があるようなニーズがあります。

(2) 具体的な内容

遅延審査制度に関する詳細は、国家知識産権局によって制定された「専利審査指南 2023」(528-529 頁) に具体的に規定されています。

①遅延審査の請求

遅延審査を請求することができる者は出願人になります。

発明専利出願の場合、遅延審査の請求は出願審査請求(「実体審査請求」ともいう)と同時にする 必要があります。なお、遅延審査は出願審査請求が発効する日より発効します。

実用新案専利出願の場合は、実用新案登録出願と同時に請求する必要があります。

意匠専利出願の場合は、意匠登録出願と同時に請求する必要があります。

②遅延期間

発明専利出願の場合、遅延期間は、遅延審査請求の発効日より「1年」、「2年」、又は「3年」の 3種類あり、選択可能になっています。

実用新案専利出願の場合、遅延期間は遅延審査請求の発効日より「1年」になります。

意匠専利出願の場合、遅延期間は「月」ごとに、最長で遅延審査請求の発効日より「36月」請求可能です。

③遅延期間の満了、終了

遅延期間の満了後、専利出願は審査の順番待ちに入ります。必要なときに、専利局は自ら審査手続 を開始することができ、この場合、専利局から出願人に通知され、出願人が請求した遅延審査の期間 は終了します。

遅延審査期間が満了するまで、出願人は遅延審査請求を取下げることができ、規定を満たす場合、 遅延期間は終了し、専利出願は審査の順番待ちに入ります。

(3) 関連事項

遅延審査が請求された場合、発明専利権の存続期間の補償に関する専利法第 42 条第 2 項 (PTA) の適用が受けられなくなります (実施細則第 79 条第 2 号)。

*免責事項

上記内容は、一般論であり、個別具体的な事情は担当の弁理士に相談するようお願いします。